海に臨む新しいまち

登録番号 (31) 6 令和元年11月29日 おしらせ No.24 発行 東京都第一市街地整備事務所 〒104-0054 中央区勝どき1-7-3 第一市街地整備事務所ホームページ http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/ daiichiseibi/index.html

登記の書換えが完了しました

令和元年8月30日に行いました換地処分の公告を踏まえ進めておりました登記の書換えについて、11月22日、東京都公報において「登記完了の公告」を行いましたことをお知らせいたします。 (東京都公報はホームページでご覧いただけます。 http://www.tokyoto-koho.metro.tokyo.jp/) このことにより、換地処分公告の日の翌日から停止されていました一般の登記事務について再開されましたことも併せてお知らせいたします。

今後のスケジュール

令和元年 8月30日

換地処分の公告

・ 換地処分公告の日の翌日に、従前の 土地の権利が換地に移行し、清算金額 が確定します。

令和元年

土地・建物の登記簿等の書換え

・施行者が登記所に嘱託し、土地・建物の登記を換地計画の内容に書き換えます。(所在、地番、地目、地積及び家屋番号)

11月22日

・権利者の皆様に清算金の額を通知し、 徴収・交付に必要な書類を発送します。

令和2年 夏頃の予定

清算金の額の通知

2年 清算金の徴収・交付

• 清算金の徴収・交付の事務を開始します。

令和2年 夏以降の予定

清算金の徴収・交付事務にご協力ください

- ◆ 清算金の額の通知と同時に、清算金の徴収・交付に必要な書類を令和2年夏頃に発送する予定です。 書類が届きましたら、必要な手続に応じて書類を提出していただくようお願いいたします。 清算金の徴収(分割第1回目)及び交付は、令和2年夏以降を予定しています。
- ◆ 清算金が交付となる土地に抵当権等の担保権が設定されている場合は、令和元年冬頃、東京都から 担保権者に対し、清算金の交付について照会します。
- ◆ 換地処分公告の日における土地所有者及び借地権者等以外の方が清算金を納付する場合、または清算金を受け取る場合は別途手続が必要になります。手続に必要な書類は、管理課調査清算担当で用意していますので、ご連絡ください。
- ◆ 清算金額の通知や必要書類等を確実にお届けするため、転居等で住所が変更になった場合は、管理課調査清算担当までご連絡ください。
- ◆ 詳しくは、「換地処分通知」と一緒にお送りした冊子**「換地処分通知のご案内」**をご覧ください。

本おしらせ「ありきた」につきましては、今回で最終号となります。 皆様には長年にわたりご理解、ご協力をいただき大変ありがとうござい ました。

事業についての窓口

土地区画整理についてのご不明な点やご相談は、下記にお問い合わせください。

東京都第一市街地整備事務所		
★工事監督に関すること ★事業全般に関すること	臨海部地区事務所 (有明北)	Tel 0 3 (3 5 2 8) 4 8 8 1
★清算金の徴収・交付事務に関すること	管理課調查清算担当	Tel 0 3 (3 5 3 4) 3 4 0 5
★事業計画に関すること	臨 海 部事 業 担 当	Tel O 3 (3534) 3421
★換地処分に関すること ★清算金の金額に関すること	事業課臨海部換地担当	Tel 0 3 (3 5 3 4) 3 4 2 3
★工事に関すること	工事課工務担当	Tel 0 3 (3 5 3 4) 3 4 4 2

